

少量危險物運用基準

北留萌消防組合

目 次

I 指定数量未満の貯蔵及び取扱いの範囲及び算定

第1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲及び算定について

- 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲…………… P 1 ～ 5
- 2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う数量の算定…………… P 5 ～ 9

II 少量危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等

第1 タンクの基準

- 1 タンクの構造…………… P 10
- 2 設置位置の基準…………… P 10 ～ 13
- 3 設置方法…………… P 13 ～ 17

第2 配管等の基準

- 1 配管の材質、腐食対策及び安全対策…………… P 17 ～ 19
- 2 開閉弁…………… P 19

第3 防油堤の基準

- 1 防油堤の設置対象…………… P 19
- 2 防油堤の構造…………… P 19 ～ 21

第4 その他の事項

- 1 タンクの設置を認めない場所…………… P 21

第5 給油所の基準

- 1 給油所の基準…………… P 21 ～ 23

第6 消火設備の基準

- 1 設置対象…………… P 23
- 2 設置単位…………… P 23

第7 標識、掲示板の基準

- 1 移動タンク以外…………… P 24
- 2 移動タンク…………… P 25

別資料1、2、3…………… P 26 ～ 28

附則

- 1 運用期日 …… P 29
- 2 経過措置 …… P 29

I 指定数量未満の貯蔵及び取扱いの範囲及び算定

第1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲及び算定について

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う同一場所の範囲については、次の例による。また、指定数量の5分の1未満である場合も同様とする。

(1) 屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合

ア タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合

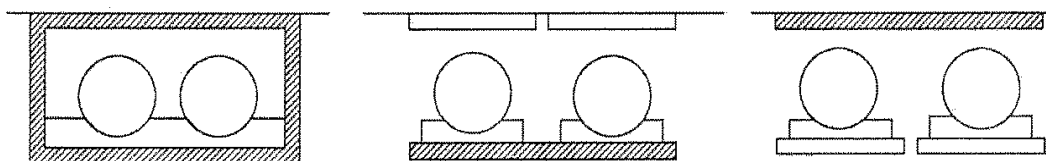
(ア) 屋外タンクは、タンクごととする。

(イ) 地下タンクで、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ1の地下タンクとする。

a 2以上の地下タンクが同一のタンク室内に設置されている場合(第1-1図参照)

b 2以上の地下タンクが同一の基礎の上に設置されている場合(第1-2図参照)

c 2以上の地下タンクが同一のふたで覆われている場合(第1-3図参照)



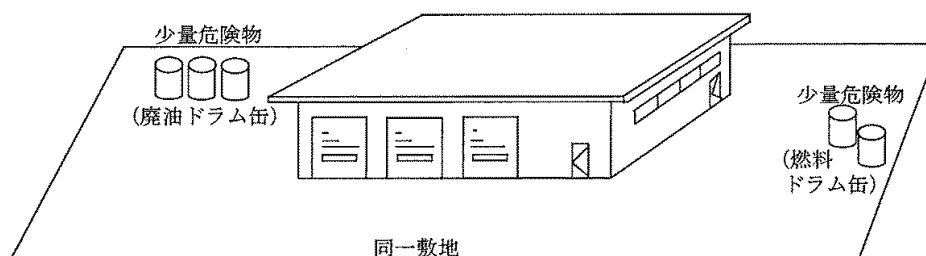
第1-1図 同一タンク室

第1-2図 同一基礎スラブ

第1-3図 同一上スラブ

イ 容器及び取扱い設備で貯蔵し、又は取り扱う場合

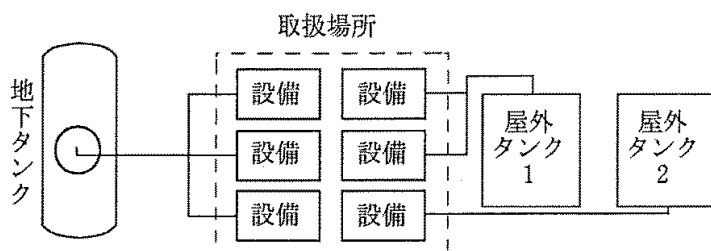
(ア) 容器及び取扱い設備のある場所が必要とする最小限の数量で維持管理され、その使用目的に独立性が認められる場合(第1-4図参照)



第1-4図 同一敷地内における貯蔵等

(イ) タンクと取扱い設備が同一行程の場合

貯蔵及び取扱いが同一行程である場合は、同一行程ごととする。(第1-5図参照)



第1-5図 同一行程における取扱い等

※ 上図のように配管で接続された場合は、接続されたその範囲ごととする。

地下タンク : 3設備

屋外タンク1 : 2設備

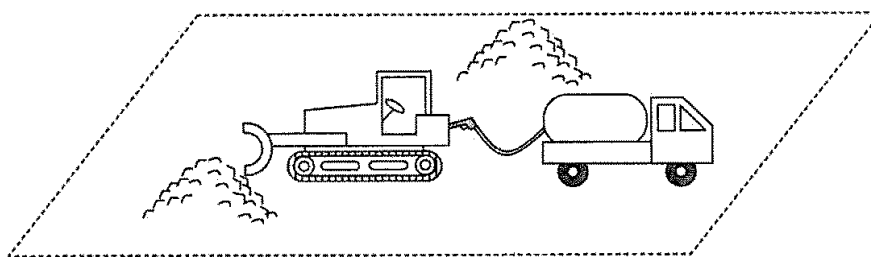
屋外タンク2 : 1設備

(ウ) 取扱い設備が鋼板の外箱に収納されている場合は、外箱ごととする。

(例 屋外用パッケージ式ボイラー又は発電設備等)

ウ 建設現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。(第1-6図参照)



第1-6図 給油する例

(2) 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合

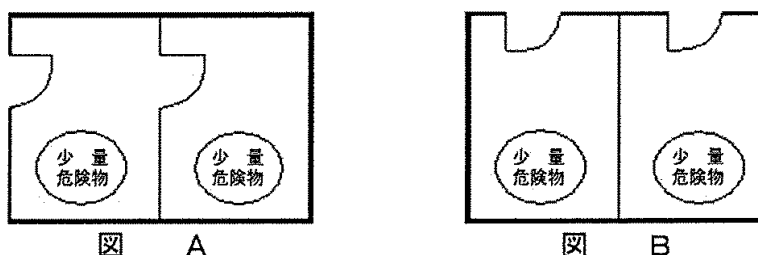
建築物ごととする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ示すところによる。

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備の場合

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造が出入口の開口部(鋼板等の不燃材料に限る。)以外の開口部(排気ダクトを除く。)を有しない不燃材料の壁、柱、床及び天井

で他の部分と区画されていない場合は、当該場所ごととする。

なお、少量危険物貯蔵取扱所が条例第31条の3の2の規定に適合した室に隣接し連続する場合には、相互間の壁に開口部を有しないこと。(第1-7図参照)



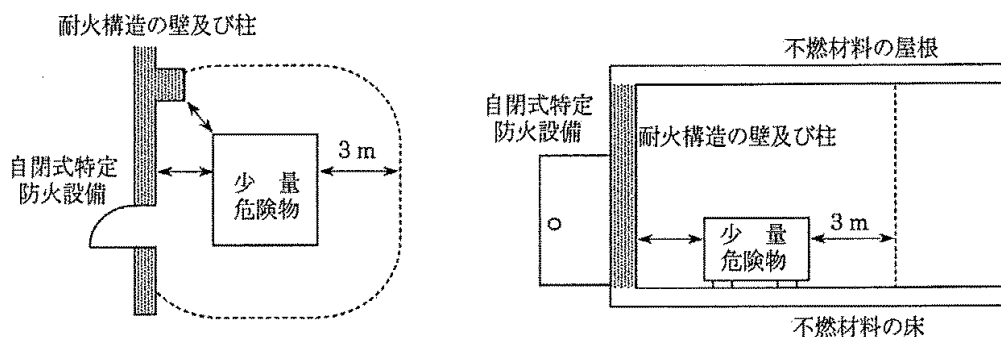
第1-7図 室が隣接する場合の例

図Aの場合は別々のタンクと見なさず、容量を合算する。

図Bの場合は別々のタンクと見なす。

(イ) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所(危険物を移送するための配管、流量計、ストレーナー等の付属設備は除く。)の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場合は、3mで囲まれた部分ごととする。

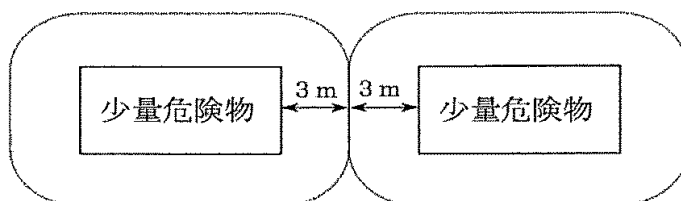
a 貯蔵又は取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備(以下「自閉式特定防火設備」に限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合は、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することで足りる。(第1-8図参照)



第1-8図 屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の例

b 当該空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井(天井がない場合は小屋裏)までをいう。空地の上方に電気設備、換気ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。

- c 当該空地には、その範囲をペイント、テープ等で明示するように指導すること。
- d 複数の少量危険物場所を有する場合は、当該少量危険物場所ごとに3m以上の空地进行を保有している場合、それぞれの場所ごととする。(第1-9図参照)



第1-9図 複数の少量危険物場所を有する場合の例

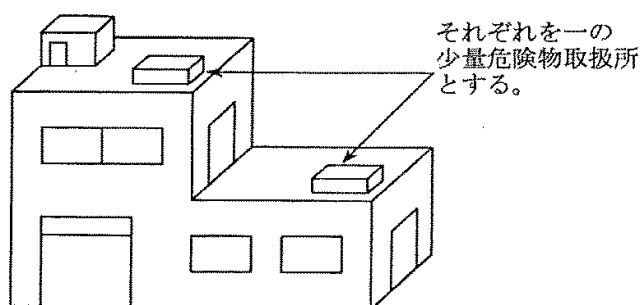
- イ 物販店等において塗料、携帯用燃料及び潤滑油等を陳列販売している場合
階ごと、又は一の階の部分において防火上有効に区画されている場合は、階ごと、又はその部分ごととすることができる。
- ウ 学校その他これらに類する施設の実験室
イの例による。ただし、不燃性のロッカー等で保管は、ロッカーごととすることができる。
- エ 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合(階層燃料供給方式を含む)
各住戸、各共用室及び各供用部分ごととする。ただし、この場合、共同住宅等の構造が耐火構造又は不燃材料で造った構造に限るものであること。

(3) 屋上において貯蔵し、又は取り扱う場合

次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととする。

ア 同一建物に屋上の異なる場所が2以上ある場合

それぞれの場所を一の貯蔵又は取扱い場所とする。(第1-10図参照)



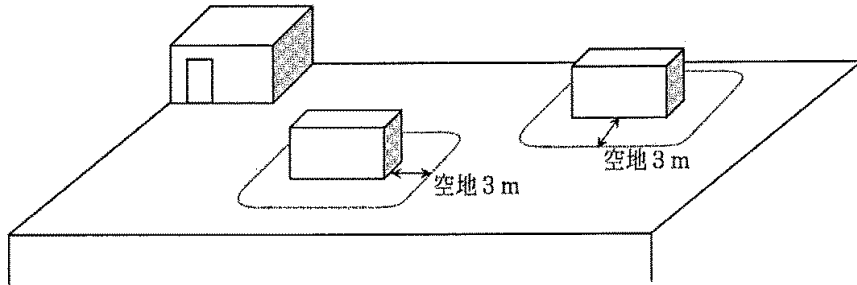
第1-10図 屋上の異なる場所が2以上ある場合の例

イ 同一建物である場合

ボイラー又は発電設備等の取扱い設備は次のいずれかによること。

(ア) 取扱い設備が鋼板の外箱に収納されている場合は、外箱ごととする。

(イ) (2)ア(イ)の保有空地をとった場合は、当該保有空地の範囲内ごととする。この場合、当該保有空地は、相互に重複することはできない。(第1-11図参照)

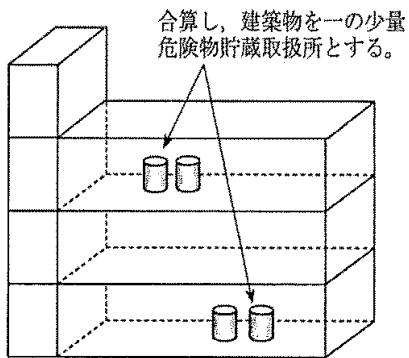


第1-11図 同一場所である場合の例

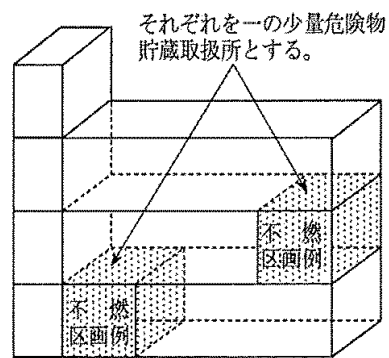
(4) 特殊な場所において貯蔵し、又は取り扱う場合

ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

建築物ごととする。ただし、不燃区画とした場合はこの限りでない。(第1-12図、1-13図参照)



第1-12図



第1-13図

2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う数量の算定は、次の例によること。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱い設備の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、自家発電設備等の危険物の消費量は、計算上の予定消費量又は実績消費量のうちいずれかによること。

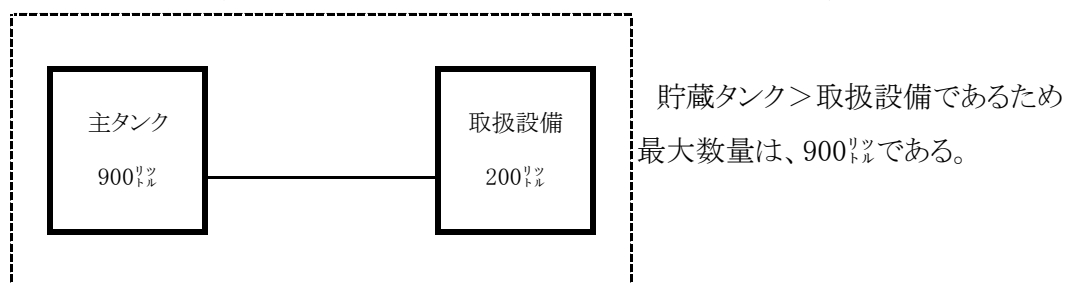
なお、油圧機器内蔵油、熱媒体油等の危険物及び自家発電等の潤滑油を使用する場合にあつては消費量に合算する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるものは一日の使用量とする。

(3) 同一室において主タンクと取扱い設備を併設する場合

ア 主タンクと取扱い設備が同一工程にある場合

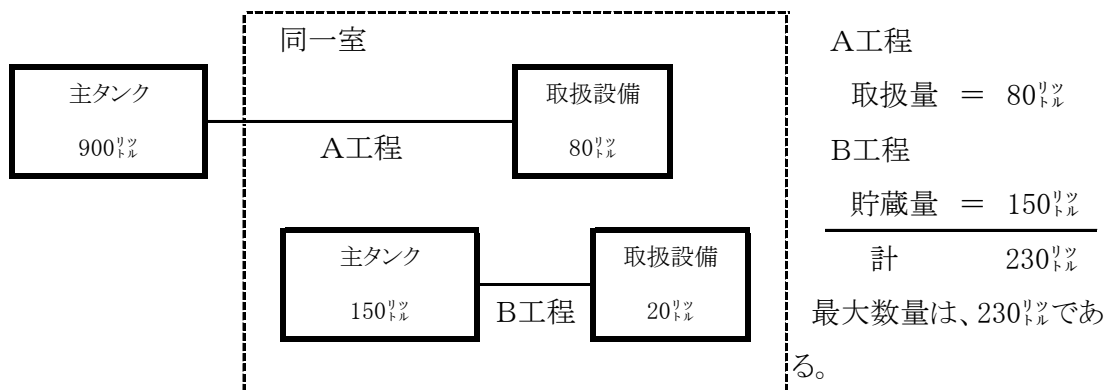
貯蔵量と取扱量を比較して、いずれか大なる方の量とする。(第1-14図参照)



第1-14図

イ 同一工程にない他の工程が混在する場合

各工程のタンクの容量と取扱量を比較していずれか大なる方を合計した量とする。この場合、A工程(取扱量)とB工程(貯蔵量)を合計した数量とする。(第1-15図参照)

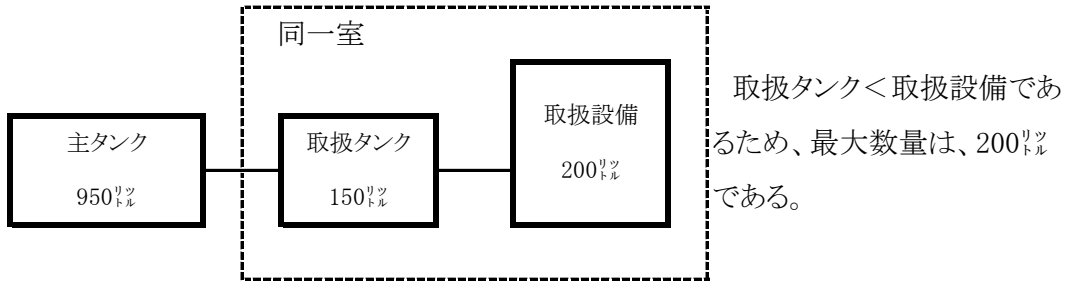


第1-15図

(4) 主タンクを有し、同一室に取扱いタンクと取扱い設備を併設する場合

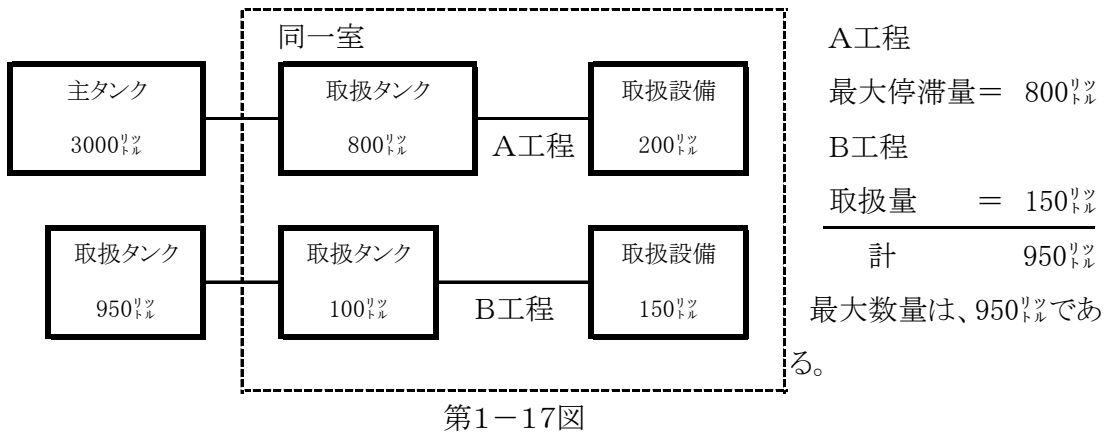
ア 取扱いタンクと取扱い設備が同一工程にある場合

取扱いタンクの容量と取扱量を比較して、いずれか大なる方の量とする。(第1-16図参照)



イ 同一工程にない他の工程が混在する場合

(3)イの例によること。(第1-17図参照)



(5) 自動車等に給油することを目的として設けられたタンクの場合

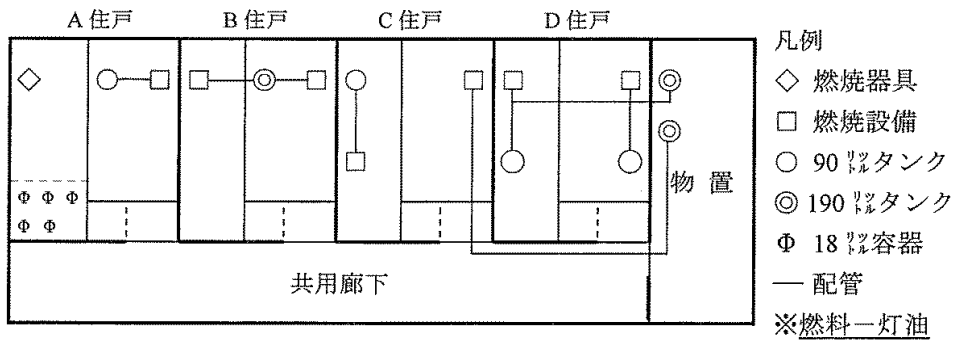
タンクの量とする。(第5「給油所の基準」参照)

(6) 共同住宅及び長屋住宅等において、貯蔵し、又は取り扱う場合

1(2)屋内において、貯蔵し、又は取り扱う同一場所の範囲の特例として運用するもので貯蔵し、又は取り扱う危険物は、暖房等の用に供するものに限られること。

ア 住戸及び物置において、貯蔵し、又は取り扱う場合

住戸にタンク及び収納容器(以下「タンク等」)で指定数量の5分の1未満の数量を貯蔵する場合に限り、当該住戸ごととする。また、物置については、当該物置ごととする。(第1-18図参照)



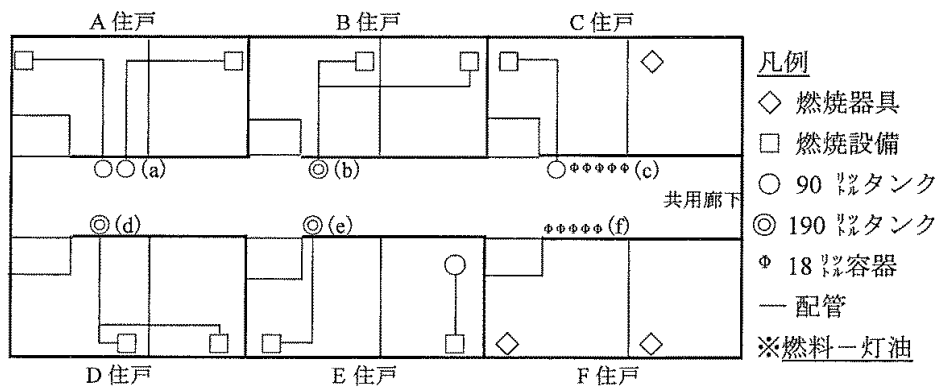
第1-18図 各住戸内に設置する場合の例

A住戸	$90\text{Lタンク} + 18\text{L容器} \times 5 = 180\text{L}$	} 5分の1未満であるため合算せず 各住戸ごととする。
B住戸	$190\text{Lタンク} \times 1 = 190\text{L}$	
C住戸	$90\text{Lタンク} \times 1 = 90\text{L}$	
D住戸	$90\text{Lタンク} \times 2 = 180\text{L}$	
物置	$190\text{Lタンク} \times 2 = 380\text{L}$	5分の1以上であるため少危場所 として規制する。

イ 共用廊下の場所において、貯蔵し、又は取り扱う場合

タンク等を設置する箇所の数量の合計が指定数量の5分の1未満とした場合に限り、設置した箇所ごととする。(第1-19図参照)

なお、この場合、廊下の有効幅員を考慮すること。



第1-19図 共用廊下に設置する場合の例

A住戸(a)	$90\text{リットルタンク} \times 2 = 180\text{リットル}$	} 5分の1未満であるため各 設置箇所ごととする。
B住戸(b)	$190\text{リットルタンク} \times 1 = 190\text{リットル}$	
C住戸(c)	$90\text{リットルタンク} \times 1 = 90\text{リットル} + 18\text{リットル} \times 5 = 180\text{リットル}$	
D住戸(d)	$190\text{リットルタンク} \times 1 = 190\text{リットル}$	
E住戸(e)	$190\text{リットルタンク} \times 1 = 190\text{リットル}$	
F住戸(f)	$18\text{リットル} \times 5 = 90\text{リットル}$	

(7) 燃焼装置等に備えた燃料タンク又は自動車等の燃料タンクに収納された危険物は、算定から除外する。

II 少量危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等

第1 タンクの基準

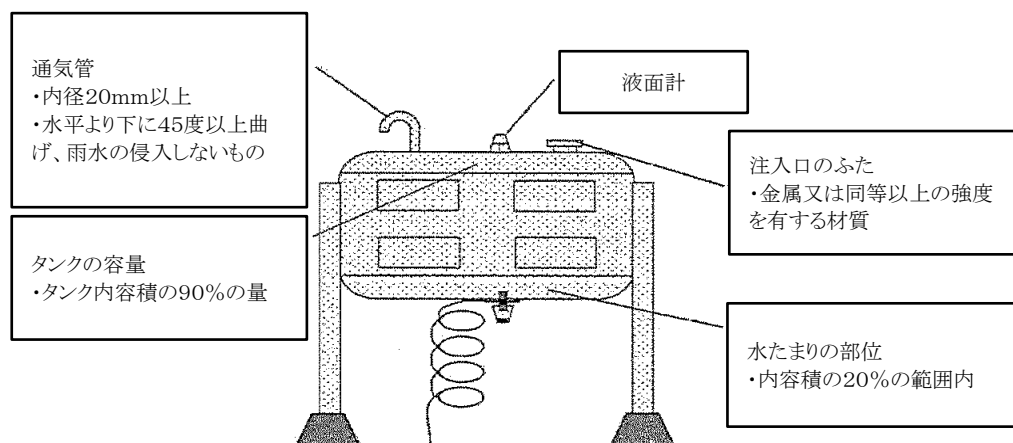
タンクの位置、構造及び設備の基準は、次によること。

なお、2以上のタンクを配管で接続した場合のタンクの位置、構造及び設備の基準は、第3防油堤の設置基準を除き、タンクごとであること。

1 タンク(付属機器を含む。)の構造(第2-1図参照)

条例第31条の4の基準の例によるほか、次によること。

- (1) タンクの底部には、内容積の20%の範囲内で水のたまり部位を設けること。
- (2) 底部にたまった、油及び水を排出できるものであること。
- (3) 通気管は、内径20mm以上とし、危険物が滞油する屈曲がなく、先端は、水平より下に45度以上曲げ、雨水の侵入しないものであること。
- (4) 注入口の弁又はふたは、金属又は同等以上の強度を有する材質のものを使用すること。
- (5) 液面計は、次によること。
 - ア フロート式液面計、圧力作動式液面計、電気式液面計等とすること。
 - イ タンクの容量をもって、満量を指示するものであること。



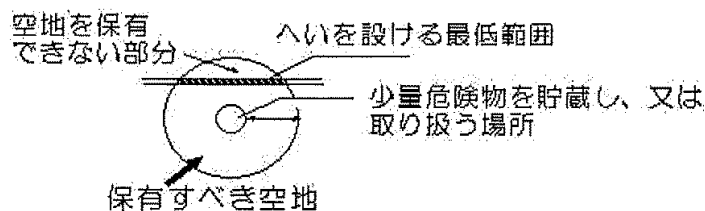
第2-1図 タンクの構造

2 設置位置の基準

条例第31条の3第2項第1号又は第31条の3の2に規定するもののほか、次によること。

- (1) 屋内又は屋外の防火上安全な場所に設置すること。

- (2) 落雪のおそれや軒からの雨だれのない場所に設置すること。
- (3) 冬期間においても、点検が可能な位置に設置すること。
- (4) 通気管の先端は、タンクの高さ以上とし、かつ建築物の窓及び出入口等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口に可燃性蒸気が流入するおそれのない位置に設けること。
- (5) 屋外に設置するタンクの周囲に必要な空地等については、条例31条の3の基準によるほか、次の基準によること。(第2項第1号)
 - ア 危険物を取り扱う設備等(危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。)は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を当該設備等の存する敷地内で保有すること。なお、同一敷地内において、2つ以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、3 設置方法※2 2以上のタンクを接近して設置する場合(1)から(2)の例によること。
 - イ 設置場所が海、河川に面する等、立地条件が防火上安全な場合は、条例34条の3の規定により特例を適用し、空地の幅を減ずることができる。
 - ウ 防火上有効な塀は、次による(第2-2図参照)
 - (ア) 材質は、条例第3条第1項に掲げる不燃材料とする。
 - (イ) 高さは、1.5m以上とする。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5mを越える場合には、当該施設の高さ以上であること。
 - (ウ) 幅は、空地を保有することができない部分を遮蔽できる範囲以上とする。
 - (エ) 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。



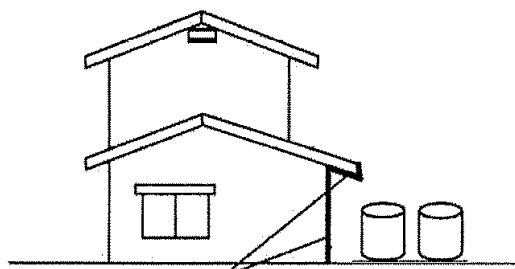
第2-2図 防火上有効な壁

エ ただし書きに規定する壁(第2-3図参照)

「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次による。

- (ア) 「開口部」とは、窓、換気口、火を使用する設備の吸排気口等をいう。
- (イ) 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さとする。

- (ウ) 幅は、空地进行を保有することができない部分を遮蔽できる範囲以上とする。
- (エ) 開口部に防火設備を設けた場合は、同等とみなす。



防火構造又は不燃材料で造った壁及びひさし

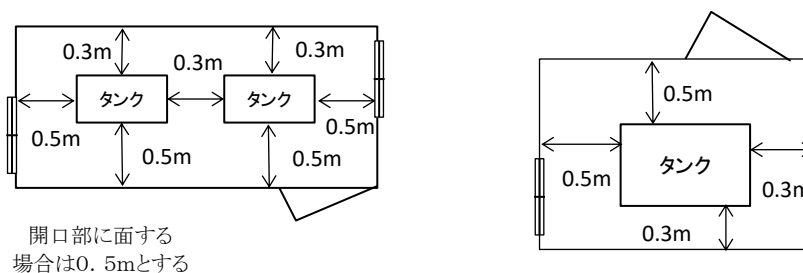
第2-3図 開口部のない防火構造の壁等

- (6) 屋内にタンクを設置する場合は、条例31条の3の2の基準によるほか、次の基準によること。

ア 屋内の専用室に設ける場合(別資料1参照)

- (ア) 敷居内を高くする等、漏れた危険物がタンク専用室以外に流出しないような構造とするものであること。この場合の敷居の高さは、20cm以上で、かつ、タンクの全容量を収納できる高さが必要であること。

- (イ) タンクと壁は、点検に必要な空間を次図のように確保すること。(第2-4図参照)



第2-4図 屋内に設置するタンクの点検空間

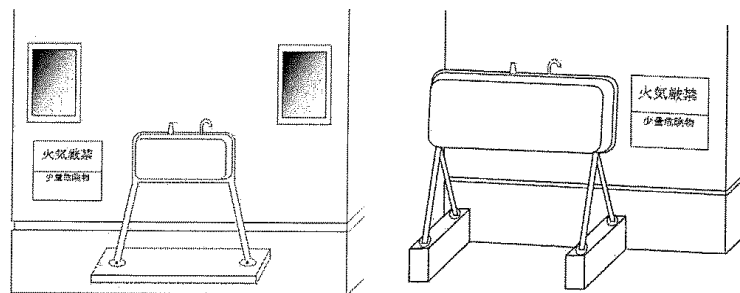
- イ 屋内のタンク専用室以外の室に設ける場合は、第3防油堤の基準2(1)ア、ウ、エ、カの例によるほか防油堤は、危険物が浸透しない構造とすること。

- (ア) 防油堤の容量は防油堤内のあるタンクの全容量以上とすること。なお、防油堤と当該室の出入口の敷居等を組み合わせることによりタンクの全容量を收容できる場合についても認められること。

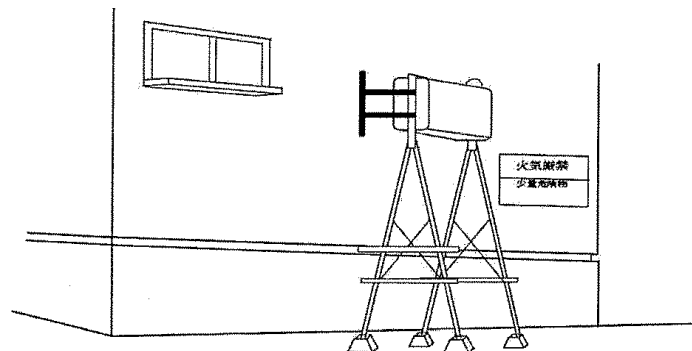
- (イ) 防油堤内には当該防油堤内に存するタンクに付属する設備(配管を含む。)以外の設備を設置しないこと。

3 設置方法

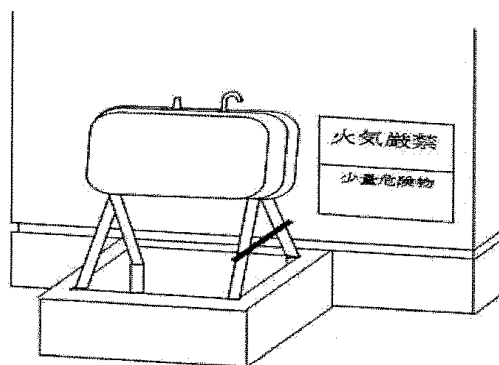
- (1) 地中、コンクリートの地盤面など埋設された束石又は建築物の基礎と一体の鉄筋コンクリート造の突き出し上にアンカーボルト止めにより強固に固定すること。(第2-5 図参照)(別資料2参照)
- (2) 長尺脚タイプ等のように転倒のおそれ認められる場合は、建築物の壁体等に補助的な支持を設けること。(第2-6図参照)
- (3) 容易に点検や注油が行えるよう必要に応じ足場等を設けること。(第2-7図参照)
- (4) タンクと壁体等との間には、点検に必要な空間を設けること。
- (5) タンクと燃焼器具を直接接続する場合は、タンク頂部から燃焼器具の油量調整器の基準面までの高さが2.5m以下とすること。(第2-8図参照)
- (6) 2以上のタンクを配管で接続する場合は、接続する全てのタンク頂部の高さを同一にすること。(第2-9図参照)



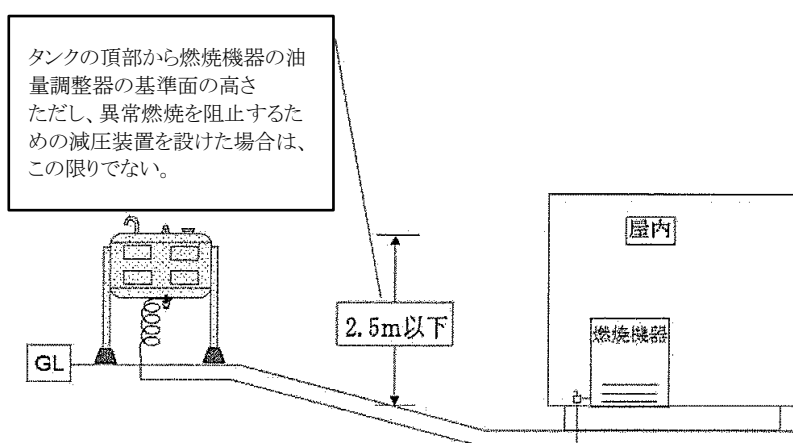
第2-5図 タンクの固定



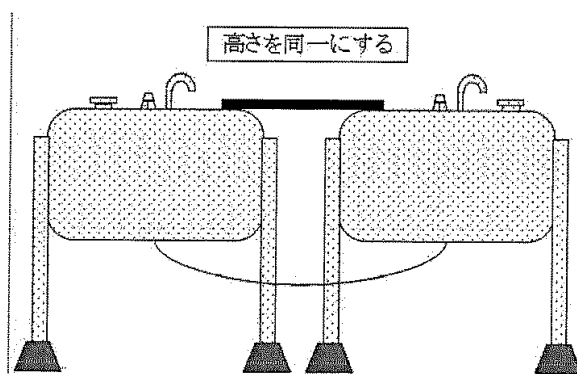
第2-6図 タンクの固定



第2-7図 タンクの足場



第2-8図 タンク頂部から燃焼機器までの高さ



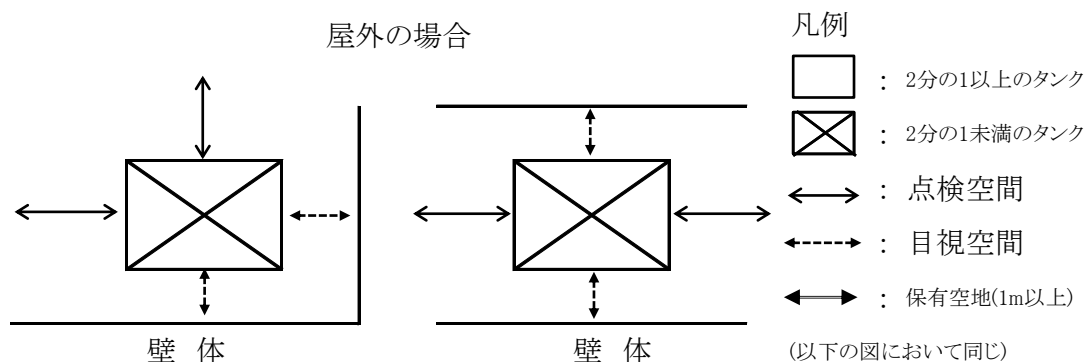
第2-9図 タンク相互の高さ

※(4)の基準中「点検に必要な空間」とは、次によること。

※1 タンクを単独で設置する場合

(1) 屋外に指定数量の2分の1未満のタンクを設置する場合

タンク側板面の2方には、点検空間(30cm以上)を確保し、他の2方は、目視できる空間(10cm以上)（以下、「目視空間」という。）を確保すること。(第2-10図参照)



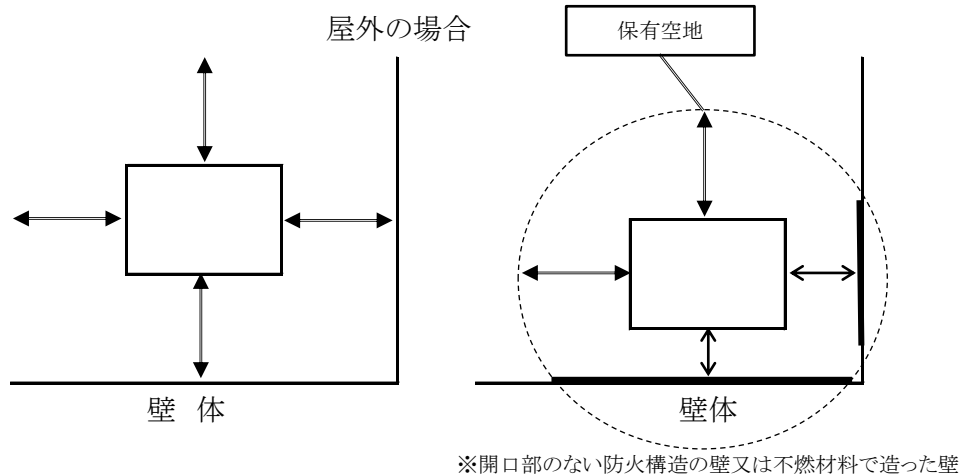
第2-10図 点検空間等

(2) 屋外に指定数量の2分の1以上指定数量未満のタンクを設置する場合

タンク周囲に保有空地(1m以上)を確保すること。

ただし、2設置位置の基準(5)ウ、エの基準を満たす場合は、保有空地を減ずることができる。(第2-11図参照)

※原則、保有空地を確保するよう指導すること。



第2-11 保有空地

(3) 屋内に設置する場合

2設置位置の基準(6)ア(イ)屋内の専用室に設ける場合の基準によること。

※2 2以上のタンクを接近して設置する場合

(1) 屋外に指定数量の2分の1未満のタンクを設置する場合

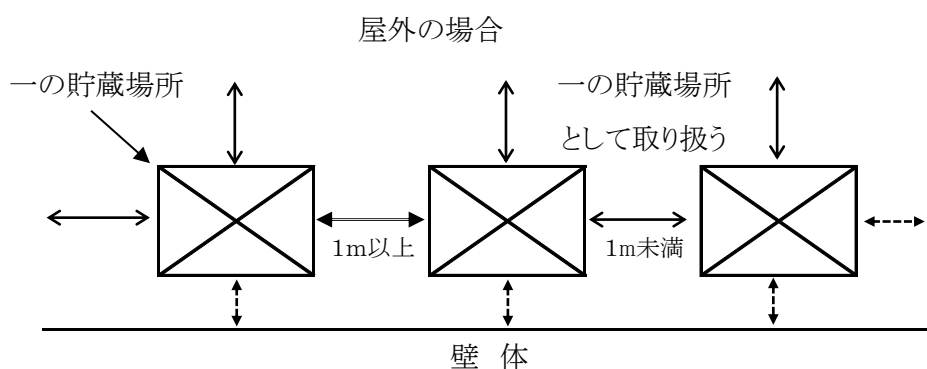
2以上のタンクを隣接して設置する場合は、相互間の距離を1m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができること。相互間の距離を1m以上確保できない場合は、それぞれのタンク容量を合算して取り扱うこと。

タンクにつき2方以上の点検空間を確保すること。(第2-12図参照)

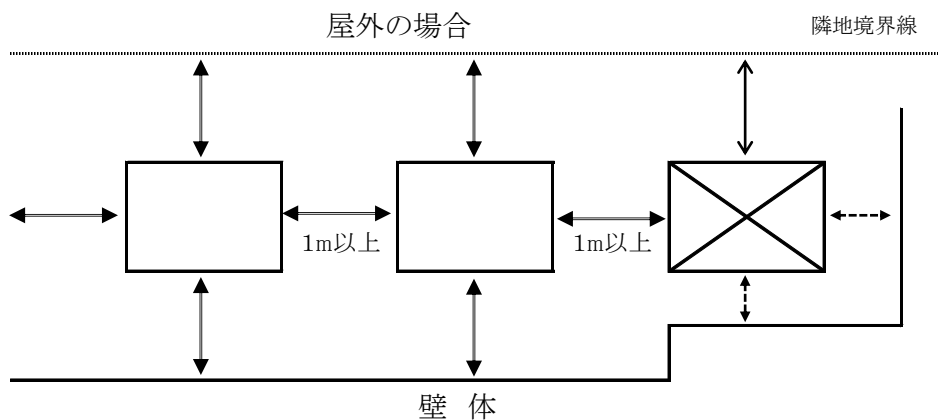
(2) 屋外に指定数量の2分の1以上指定数量未満のタンクを設置する場合

2以上のタンクを隣接して設置する場合は、相互間の距離を1m以上保有すること。

(第2-13図参照)



第2-12 隣接タンクの点検空間等



第2-13 隣接タンク(2分の1以上)の点検空間等

(3) 屋内に設置する場合

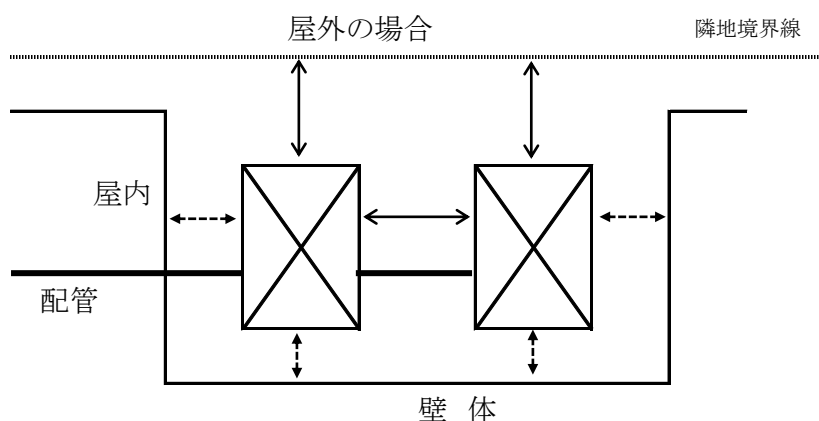
2設置位置の基準(6)(イ)の例による。

※3 2以上のタンクを配管で接続して設置する場合

(1) それぞれのタンク容量は、いずれも指定数量の2分の1未満とし、連結したタンクの総数量が指定数量未満とすること。

※指定数量の2分の1以上のタンクを配管で接続して設置することは認めないこと。

(第2-14図参照)



第2-14図 配管で接続されたタンク間の点検空間等

第2 配管等の基準

1 配管の材質、腐食対策及び安全対策は、条令第31条の2第2項第9号の配管の基準によるほか、次によること。

(1) 配管を埋め戻す際は、砂などを使用して配管や防食措置に損傷を与えないようにすること。(第2-15図参照)

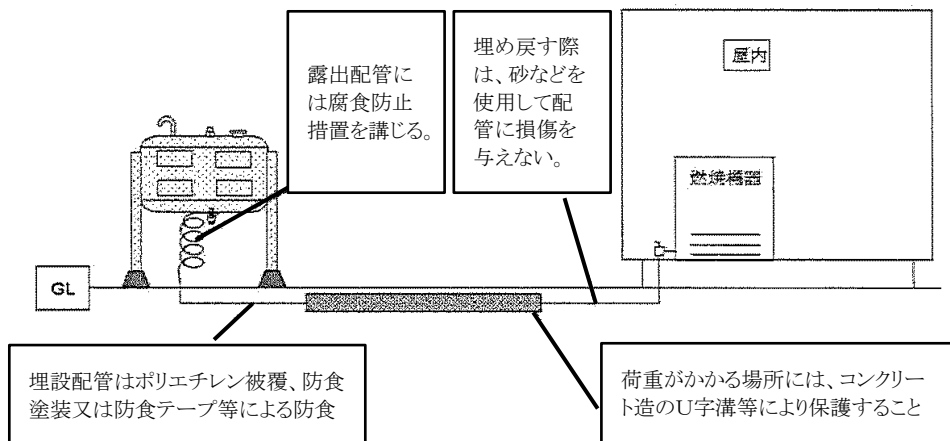
(2) 屋外に設置されたタンク下部に被覆銅管など容易に損傷するおそれのある配管を使用する場合は、必要な都度、保護カバーや脚部に囲いを設けるなどの措置を講ずること。

(3) タンク直近の配管には、地震等により配管に損傷を与えないよう可撓管継手を設置すること。(第2-16図参照)

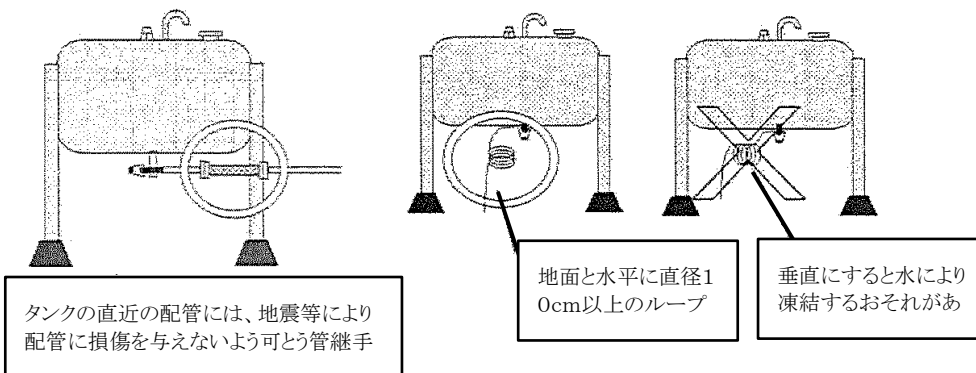
なお、配管が細く適合する可撓管継手がない場合は、タンク直近の配管を地盤面と水平に直径10cm以上のループ状とすること。(第2-17図参照)

(4) 燃焼機器等の直近の金属配管部分に開閉弁を設けること。(第2-18図参照)

(5) 配管の圧力試験は、(4)の開閉弁も含めて実施すること。

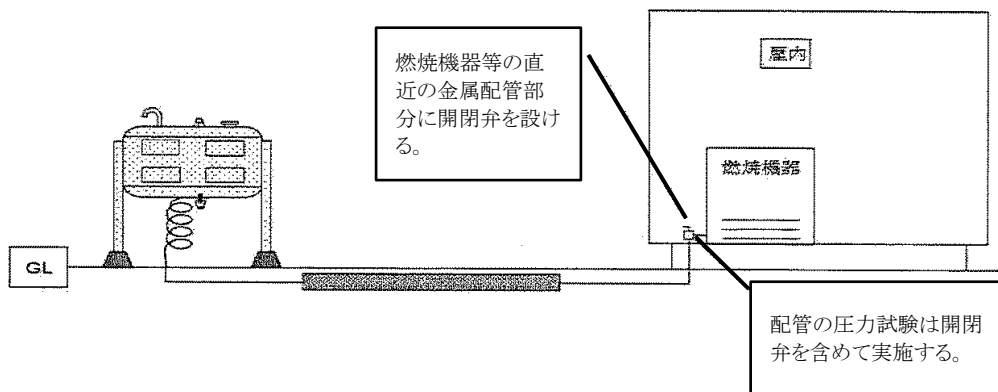


第2-15図 配管の防食措置等



第2-16図 配管の緩衝措置

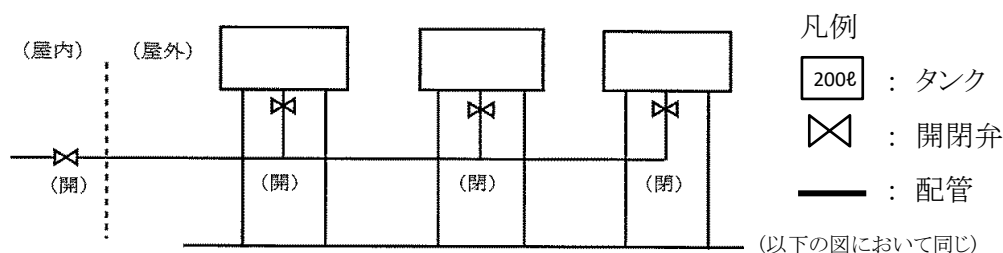
第2-17図 被覆鋼管等の例



第2-18図 開閉弁の設置

2 開閉弁

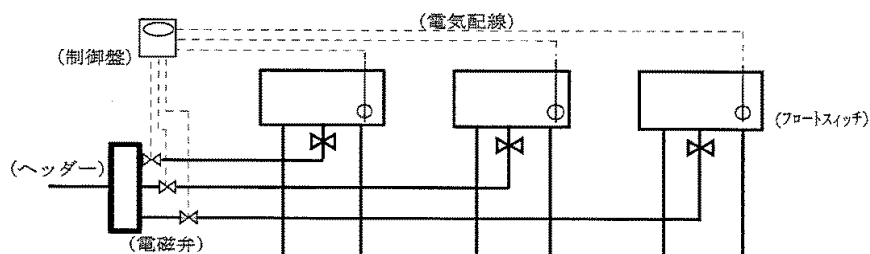
- (1) タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。この場合、取扱いタンク以外の開閉弁は、閉鎖すること。(第2-19図参照)



第2-19図 開閉弁の位置

- (2) 電動の自動制御できる開閉弁を設けた場合(第2-20参照)

タンクに取り付けられたフロートスイッチにより、取扱いタンク以外のタンクの開閉弁を自動制御できる安全装置がとられている場合は、第3防油堤の基準の適用は、合算せずタンクごととして差し支えないこと。



第2-20図 電磁弁による自動制御

第3 防油堤の基準

1 防油堤の設置対象

条令第31条の4第2項第10号に規定するもののほか、屋外に2以上のタンクを配管で接続して設置した場合に、タンク容量の合計が指定数量の2分の1以上となる場合。

2 防油堤の構造等

指定数量の2分の1以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合に設ける防油堤の基準は次によること。

- (1) 屋外に設ける場合(別資料3参照)

ア 防油堤は、鉄筋コンクリート、鉄骨補強ブロック、鋼板等の不燃材料及びこれらと同等

以上の強度を有する材料で造ること。

イ 鋼板等の不燃材料によるものにあつては、接続部を溶接又はボルト締めとし、変形又は移動しないような措置を講ずること。なお、ボルト締めの場合は、継ぎ目に耐油性を有するパッキン等を使用すること。(第2-21図参照)

ウ コンクリート造等の壁又は塀等であつて危険物の流出を有効に防止できると認められるものについては、当該壁等を防油堤の一部とすることができるものであること。

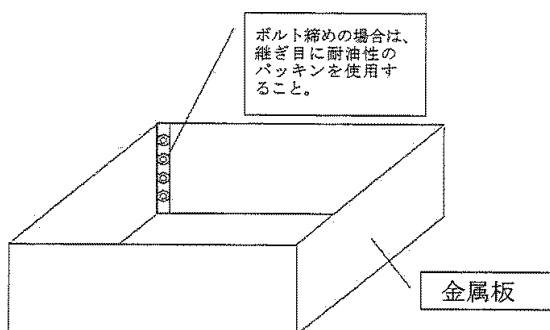
エ タンク外面から防油堤(内側面)までの距離は、タンクの高さの5分の1以上の距離(20cm以上となる場合は、20cmとすることができる。)を確保すること。(第2-22図参照)

オ 防油堤の容量は、タンク容量以上とし、一の防油堤内に2以上のタンクが設けられている場合には、容量が最大となるタンクの容量以上とすること。(第2-23図参照)

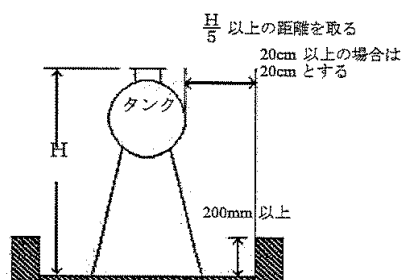
カ 防油堤の高さは、20cm以上とすること。

キ 防油堤内の滞水を排水するために水抜口を設ける場合は、適当な位置に水抜き用バルブ又は共栓を設けること。

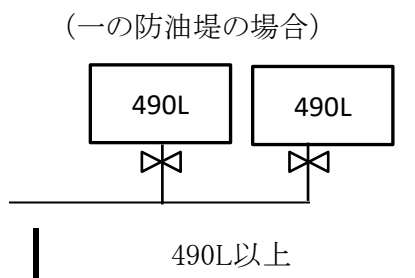
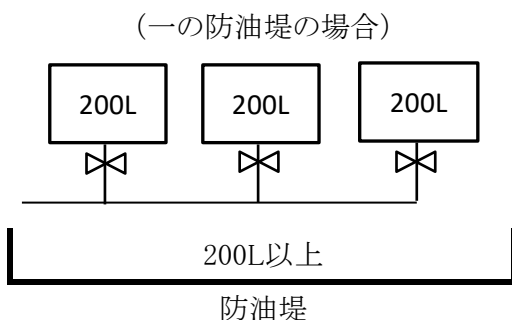
なお、共栓を設ける場合は、耐油性を有するものを使用すること。

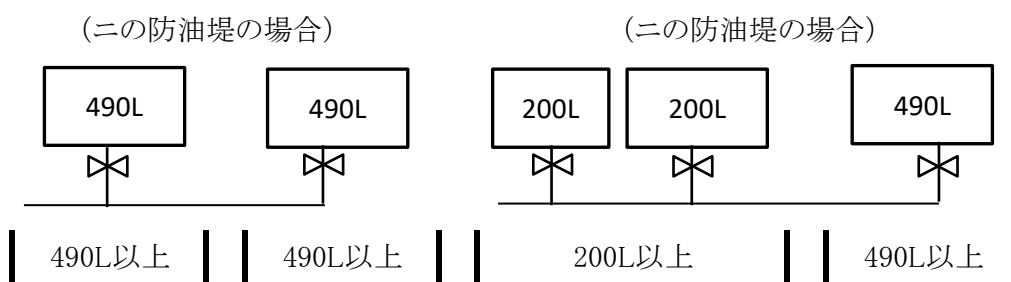


第2-21図 ボルト締め部分の措置



第2-22図 防油堤の高さ





※防油堤の容量は、タンク容量以上とし、一の防油堤に2以上のタンクが設けられている場合は、最大タンクの容量以上とする。

第2-23図 防油堤の設置等

(2) 屋内の専用室に設ける場合

第1タンクの基準2(6)の基準によること。

第4 その他の事項

1 タンクの設置を認めない場所

- (1) 共同住宅等の(居間に面する)ベランダ等及び共用廊下(開放廊下を含む。)ただし、次のとおり、ベランダ等又は共用廊下のいずれかに設置する場合は、この限りでない。
 - ア 指定数量の5分の1未満のタンクとする。
 - イ タンクは、地震等により転倒しないよう固定する。
 - ウ ベランダ等の場合は、火災による延焼拡大の危険及び避難上において支障のないよう設置する。
 - エ 共用廊下の場合は、建築基準法に規定する廊下幅員を確保する。

第5 給油所の基準

1 給油所の基準

給油所とは、リース会社の敷地内においての重機等を貸し出す目的での給油及び農家における農耕機等への給油を対象とするもので、引火点40度以上の危険物とし、次によるものとする。ただし、農家で使用する農耕機等に給油する場合は、この限りでない。

(第2-24図参照)

(1) 給油空地

- ア 周囲地盤面より高くするとともに、コンクリートその他危険物が浸透しない構造とすること。

イ 給油車両がはみ出さない広さとし、小排水溝で囲むこと。

ウ 地盤面は、適当な傾斜をつけ油分離装置を設けること。ただし、排水を下水等に流さない場合は、ためますとすることができる。(第2-25図参照)

(2) 貯蔵タンク

ア 給油所専用(以下「専用タンク」という。)とし、当該タンクの貯蔵量をもって取扱最大数量とする。

※2以上のタンクを配管で接続して設置する場合は、取扱量を合算すること。

イ 専用タンクは、条例31条の3第2項第1号、第31条の4(第2項第10号は、空地内に設ける場合は適用しない。)及び第31条の5の例によるものとする。

ウ 専用タンクは、原則として給油空地の外側直近に設けるものとし、空地内に設けるもの(地下タンクを除く。)は、車両の衝突による損傷を防止する措置を講ずること。

(3) 給油は、手動開閉装置を備えた給油ノズル(開放の状態固定する装置を備えたものを除く。)によって行うこと。

(4) 給油ホースの長さは、ノズル先端まで5m以下とすること。

(5) 標識、掲示板については、第6標識、掲示板の基準により設けることとし、「給油中エンジン停止」の掲示板を付加設置すること。

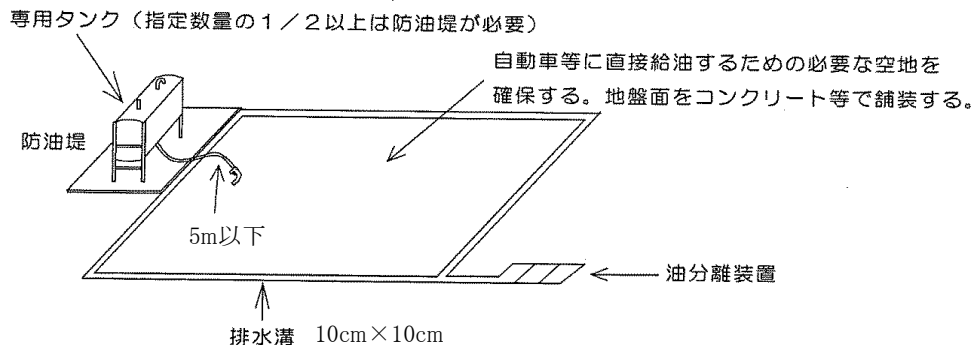
(6) 消火設備は、第6消火設備の基準2(1)の基準により設置すること。

(7) ただし書きの規定は、日常的に給油が行われるものでなく、貯蔵タンク及び取扱量が指定数量の2分の1未満であり、かつ、給油車両は農耕機等に限り、(1)給油空地の基準を省略することができるものとし、次によるものとする。

ア 給油する際には漏れた危険物が流出しないように適当な大きさの「流出防止用受け皿」を設けるよう指導すること。

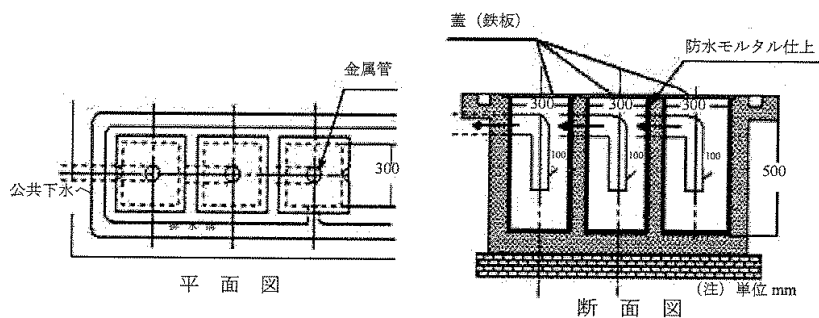
なお、当該「受け皿」は可動式でもかまわないこと。

イ 同一敷地内に一施設であること。

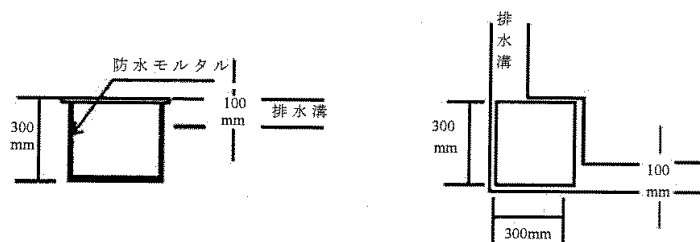


第2-24図 給油所の位置、構造及び設備の基準

油分離装置の例



ためますの例



第2-25図 油分離装置及びためますの例

第6 消火設備の基準

1 設置対象

- (1) 消防法施行令第10条第1項第4号の適用を受けない屋外等において指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火に適応する第5種の消火設備を設けるよう指導すること。

なお、消火設備の設置にあたっては、消防法施行令第10条第1号、第2号及び第3号により設置する消火設備とは共用は認めないこと。

※屋外等において貯蔵し、又は取り扱う場合の例

屋外タンク、屋外貯蔵、地下タンク、移動タンク、一般住宅の屋内をいう。

- (2) 移動タンク及び運搬車両には、消火に適応する第5種の消火設備を設けるよう指導すること。

2 設置単位

(1) 移動タンク以外

同一場所の取扱いの区分ごとに適応する消火器を設置し、取り扱う危険物の指定数量で除して得た数以上の数値とし、原則として消火器10型以上を設けるよう指導すること。

なお、同一場所の区分ごとの水平距離20m以内に近接し、相互において障害なく双方

の少危場所を容易に視認できる場合は、消火設備を兼ねることができる。

(2) 移動タンク及び運搬車両

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設けること。

なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第30条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

※消火器の技術上の規格を定める省令

(自動車用消火器)

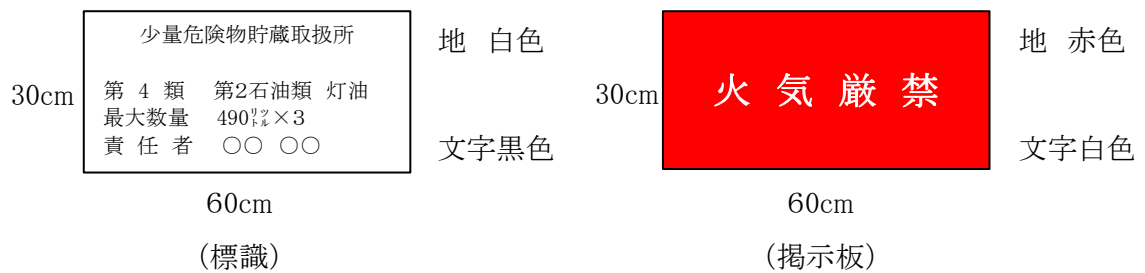
第8条 自動車に設置する消火器(以下「自動車用消火器」という。)は、強化液消火器(霧状の強化液を放射するものに限る。)、機械泡消火器(化学泡消火器以外の泡消火器をいう。以下同じ。)、ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器でなければならない。

第7 標識、掲示板の基準

条例第31条の2第2項第1号の基準の例によるほか、次によること。

1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 標識、掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置に設ける。
- (2) 標識、掲示板は、施設の外壁又はタンク等に直接記載することができる。
- (3) 標識、掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えたりすることがないものとする。
- (4) タンク群に設ける標識、掲示板は、タンク群ごとに1枚ずつ設ければよいものであること。ただし、標識にあつてはタンク容量及び貯蔵取扱い油種等が同一である場合に限る。
- (5) 個人の住居において、屋外に設置するタンクで、燃料としての灯油を指定数量の2分の1未満で貯蔵し取扱う場合は、標識・掲示板を設けなくてもよい。
- (6) 標識、掲示板の規格(第2-26図参照)



第2-26 標識・掲示板

2 移動タンク

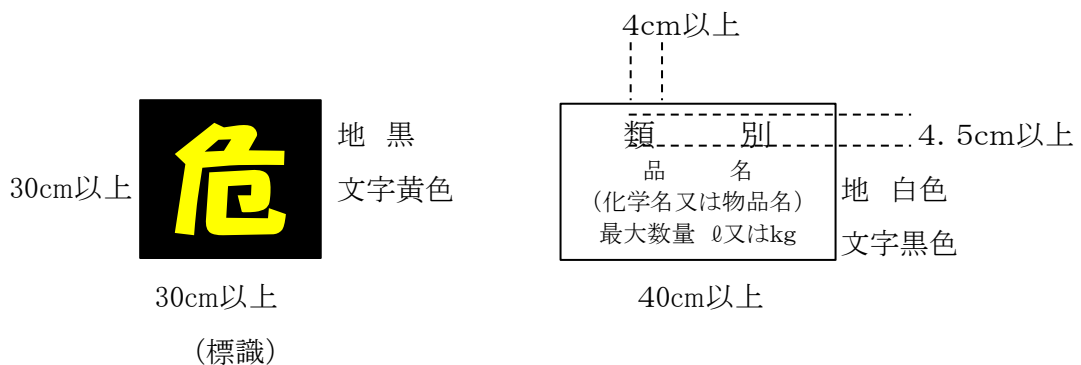
(1) 「危」と表示した標識は、車両前後の見やすい位置に掲げること。

(2) 表示設備

ア 表示する事項のうち、品名のみでは当該物品が明らかでないものについては、品名のほかに化学名又は通称物品名を表示するよう指導すること。

イ 表示は、直接タンクに記入するか、又は表示板を掲げるものとし、その位置はタンク後部とする。

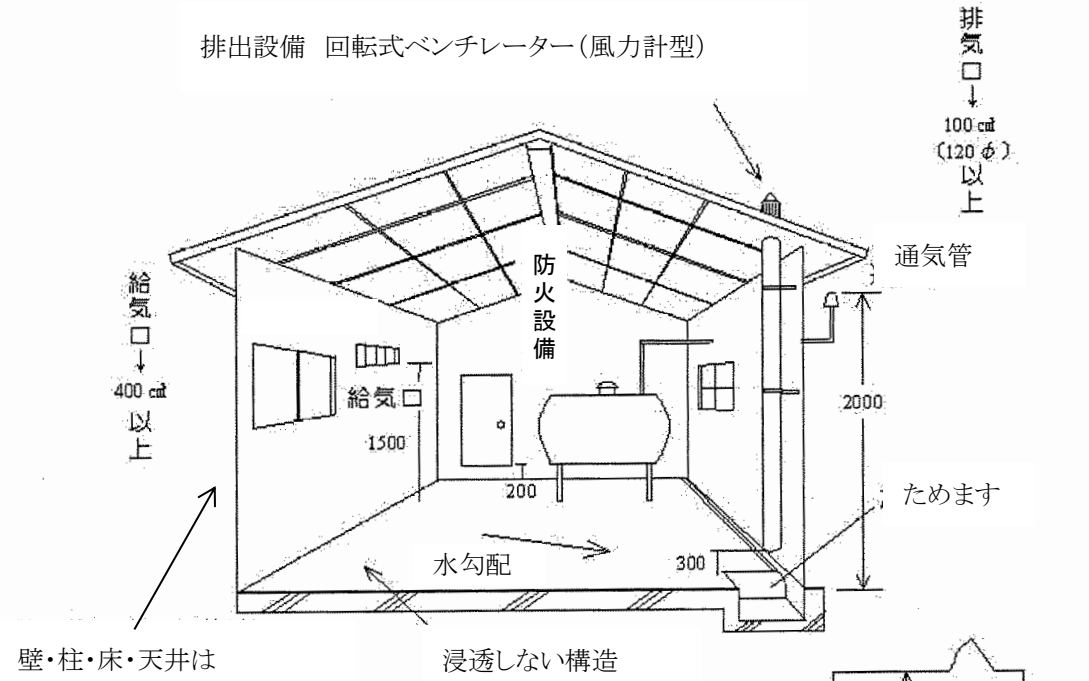
(3) 標識、表示設備の規格(第2-27図参照)



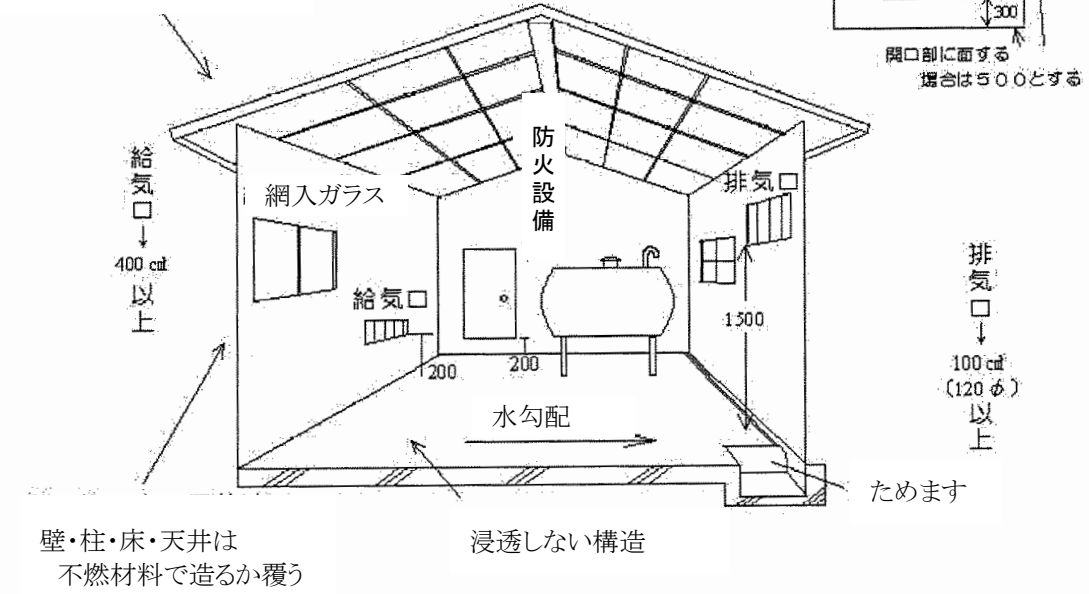
第2-27 標識・表示設備

屋内タンク貯蔵所 40℃ 未満

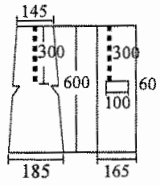
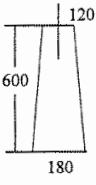
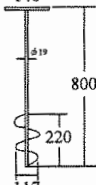
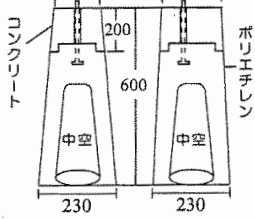
排出設備 回転式ベンチレーター(風力計型)



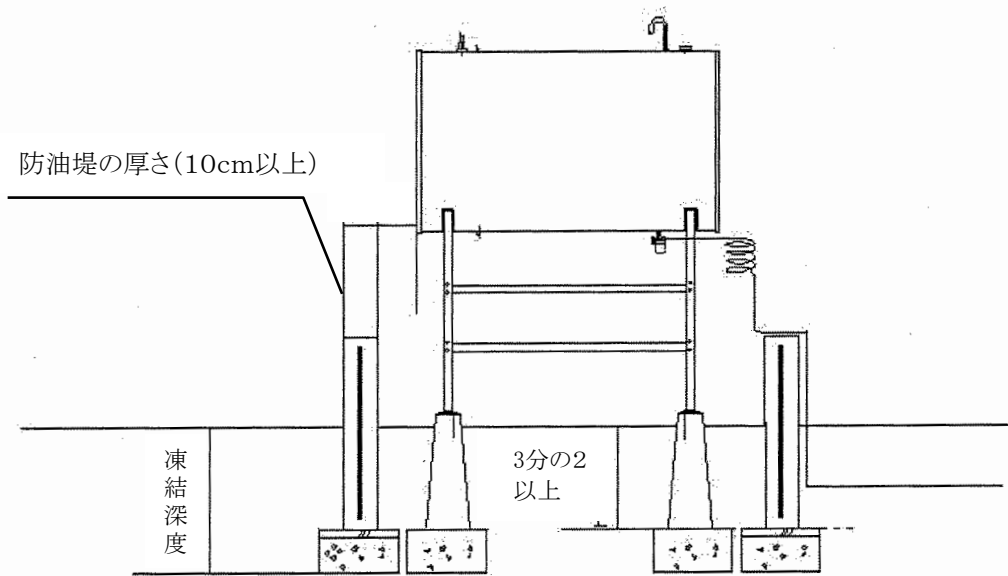
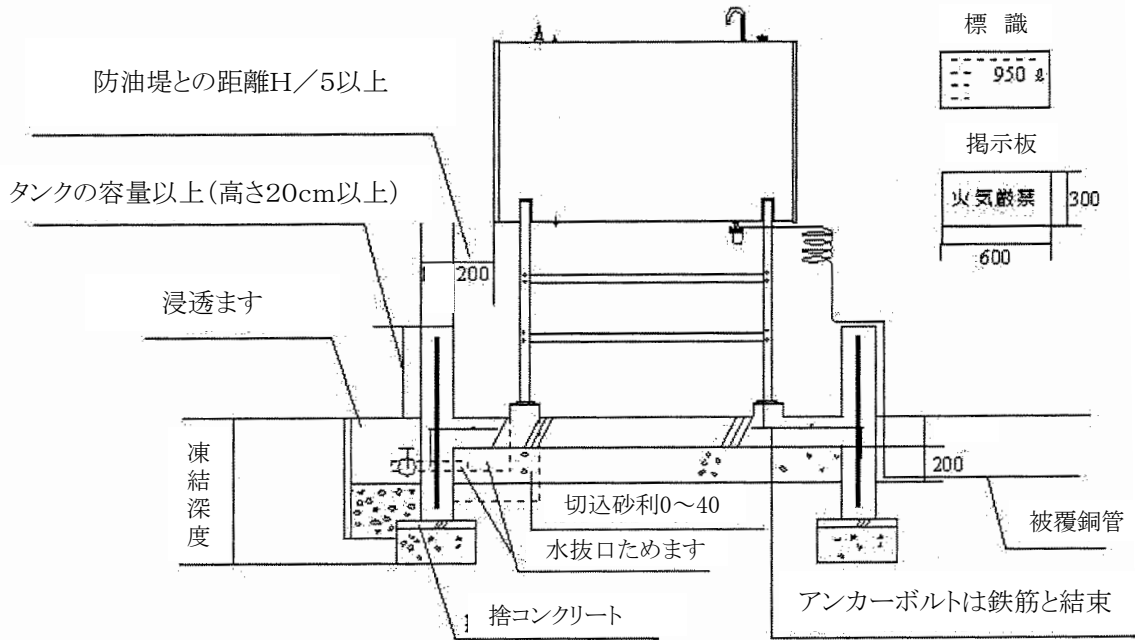
給気口・排気口には 引火防止網必要



ホームタンクの固定方法の例

	軽量化束石		スパイラルアンカー	再生プラスチック束石
寸法図				
材質	コンクリート (重量約36kg)	コンクリート (重量約33kg)	鋼鉄製 (重量約3kg)	ポリエチレン (再生プラスチック) コンクリート (重量約20kg)
特徴	従来の束石の強度を損ねないで軽量化を図ったものである。	地耐力が小さく(軟弱地盤)凍上の影響を受けやすい地盤の杭基礎として開発されたものであり、凍上による影響が極めて少なく資材費、工事費が安く施工が容易であることから、防風雪フェンス及びネットフェンス等の杭基礎として広く使用されている。	束石の材料を変えることより軽量化を図ったものであり、外観形状及び各部の寸法は現在の束石とほぼ同等であり、上部をコンクリート製としたものである。 材料の再生プラスチックは、JIS規格が定められており、棒、板、杭等に広く使用されている。	
設置条件	1 持手部分の補強方法として、寸法図のように長いアンカーボルトを使用する。 2 当該コンクリートを400mm以上埋設し、さらにその下部に300mm以上砂利を敷設する。	1 鉄製であることから、防蝕措置のため亜鉛メッキ等を施すこと。 2 取付台座を地盤面上まで埋設(ねじ込む)する。	1 上部(200mm)をコンクリート製とする。 2 ポリエチレン部、コンクリート部及びホームタンク脚部の台座を一体化するようボルト、ナットで緊結すること。 3 500mm以上埋設し、下部の砂利敷設は、軽量化束石と同等化する。	

鉄筋コンクリート防油堤の例



※防油堤の構造は、鉄筋コンクリートのほか、ブロック造、土盛り、鋼板製でも可

附則

1 運用期日

この基準は、平成26年4月1日から運用する。

2 経過措置

この基準を運用する際、現に存する少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設にあつては、従前の基準に適合している場合には、適用しないものとする。ただし、既存施設の変更や設備を更新する場合には、現行基準によることとする。

附則

1 運用期日

この基準は、令和5年6月13日から運用する。

2 経過措置

この基準を運用する際、現に存する少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設、若しくは現に設置の工事がされている施設にあつては、従前の基準に適合している場合には、適用しないものとする。